

平成 25 年 第 1 回 山 元 町 議 会 定 例 会  
県 の 乳 幼 児 医 療 費 助 成 制 度 の 拡 充 を 求 め る 意 見 書

県 の 乳 幼 児 医 療 費 助 成 制 度 の 拡 充 を 求 め る 意 見 書

厚生労働省が発表した平成 23 年の合計特殊出生率は前年と同率の 1.39 となった。人口を維持するのに必要な 2.08 への回復は依然として困難で、まさに危機的な水準を推移している。宮城県の平成 23 年度の合計特殊出生率は前年の 1.30 から 1.25 と下降している。

少子化の進行は、人口構造の高齢化や将来の生産年齢人口の減少にもつながり、子どもの健全な成長への影響のみならず、社会経済や社会保障のあり方にも重大な影響を及ぼすことが懸念される。こうしたことから、子育て家庭の経済的負担を軽減する措置が少子化対策の重要施策となっており、乳幼児医療費助成制度は、公的医療保険制度を補完する制度として全国の多くの自治体で実施され、乳幼児の健全な育成と児童福祉の向上に大きな役割を果たしている。

児童期までの年代は、病気に罹りやすく、また、アトピー性皮膚炎、小児喘息など長期の療養を要する病気も増加しており、病気の早期発見と早期治療、治療の継続を確保する上で、医療費助成制度は極めて重要な役割を担っている。また、被災した子どもたちは生活環境の激変により心身ともに影響を受けており、安心して受診できる制度が必要である。

現在、宮城県の乳幼児医療費助成制度は、通院 2 才まで入院就学前までを対象にし、全国的に見ても最低の 4 県の内の一つである。全国では 2012 年 10 月現在、通院を就学前まで助成する県が 26 県、それ以上まで助成する県が 12 県、群馬県・東京都・鳥取県は 15 歳年度末まで助成している。

県内市町村の乳幼児または子ども医療費助成制度の状況は、自治体間で制度が異なっているため、住む地域によって助成内容に格差が生じているのが現状である。

このような地方公共団体の施策を一層充実させ、子どもを安心して産み、育てることのできる社会の実現をめざすには、地方制度の安定化が必要であり、そのためには県による支援が不可欠である。被災からの復旧・復興をめざすにあたり、県の乳幼児医療費助成制度の拡充は自治体の財政負担を軽減し、県政による被災地支援につながるものである。

よって、宮城県におかれては、当面、県による乳幼児医療費助成制度の通院助成年齢を義務教育就学前まで拡充されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 3 月 27 日

宮城県山元町議会

提出先

・宮城県知事 あて